

川崎市ふれあい活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が「川崎市社会福祉協議会高齢者ふれあい活動支援事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対し、事業に関する経費の一部を補助することにより、高齢者に対し、地域住民が主体となって食事や日常動作訓練等のサービスを提供し、高齢者の自立生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の低下の予防を図るとともに、ボランティア活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支えるシステムづくりを促進することを目的とする。

(補助の対象等)

第2条 この補助金は、市社会福祉協議会に対して補助するものとし、補助事業の対象期間は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）、対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 会食活動、配食活動、ミニデイサービス活動に要する経費
- (2) 団体交流会に要する経費

(補助金額)

第3条 補助額は、別表に基づき、市の予算の範囲内で交付するものとし、補助基準額と当該事業に要する経費の実支出額を比較し、いずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第4条 市社会福祉協議会は、補助金の申請をする際は、ふれあい活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）と申請金額内訳書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により受理した申請書を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を川崎市ふれあい活動支援事業補助金交付決定通知書兼指令書（第2号様式）により通知し、補助金を交付する。

(実績報告書の提出)

第6条 市社会福祉協議会は、年度終了後速やかに、ふれあい活動支援事業実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の報告のほかに必要と認めるときは、市社会福祉協議会に対し、当該事業に関する報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び精算)

第7条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書を受けたときは、速やかに審査を行い、交付条件に適合すると認めたときは、当該年度の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、川崎市ふれあい活動支援事業補助金確定通知書（第4号様式）により、市社会福祉協議会に通知するものとする。

2 市社会福祉協議会は、前項に定める確定額が決定通知書の交付決定額を下回るときは差額を市長が定める期日までに返還しなければならない。

(返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた市社会福祉協議会が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 要綱の定めるところに違反したとき。
- (2) 要綱に基づく書類の記載事項に虚偽があったとき。

(3) その他不正行為があると認められたとき。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた市社会福祉協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにし、当該収入及び支出について証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する年の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(協議事項)

第10条 市社会福祉協議会が事業実施要綱に基づいて実施する事業及び活動の実施団体への補助金に関する事項について、疑義が生じたときは、市及び市社会福祉協議会が協議の上、これを定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別途、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 川崎市高齢者ふれあい型食事サービス事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区 分		補助基準額（1団体あたり）					
			6回～12回	13回～24回	25回～36回	37回～50回	51回以上
活動諸経費	年間利用者数	60人～200人	80,000	100,000	110,000	120,000	130,000
		201人～400人	100,000	120,000	120,000	130,000	140,000
		401人～600人	120,000	140,000	140,000	150,000	160,000
		601人～800人	140,000	160,000	160,000	160,000	170,000
		801人以上	160,000	180,000			
研修費・備品等経費		年 額	35,000円（上限）				
会場費		年 額	会食 30,000円（上限）				
		年 額	配食・ミニデイ 60,000円（上限）				
団体交流会		年 額	200,000円（上限）				

(第1号様式)

ふれあい活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

川 崎 市 長 様

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
会 長 会 長 名

「川崎市ふれあい活動支援事業補助金交付要綱」に定める補助金の交付を次のとおり申請いたします。

1 申請金額 金 _____ 円

2 申請団体数 _____ 団体

3 添付書類 申請金額内訳書

(第2号様式)

川崎市指令健高在第 号

川崎市中原区上小田中6丁目2番5号

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

会長名

川崎市ふれあい活動支援事業補助金交付決定通知書兼指令書

年 月 日付けで交付申請のありました川崎市ふれあい活動支援事業補助金につきましては、川崎市ふれあい活動支援事業補助金交付要綱により、次の条件を付して、金 円を概算で交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、川崎市ふれあい活動支援事業に使用し、他に流用してはならない。
- 2 事業終了後は、速やかに経費の収支決算書及び事業実績報告書を提出すること。
- 3 この補助金の実績報告は、事業完了後速やかに行わなければならない。
- 4 偽りその他不正な手続きで補助金の交付を受けた場合、又は精算の結果この補助金に残額が生じた場合には、この補助金の残額補助金の全額又は一部を返還させる。

(第3号様式)

ふれあい活動支援事業実績報告書

年 月 日

川 崎 市 長 様

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
会 長 会 長 名

年度の川崎市ふれあい活動支援事業の実施結果について、次のとおり報告します。

1 事業実施要綱第5条に基づく補助対象経費関係

事業形態	会食	配食	ミニデイ
実施団体数	団体	団体	団体
実施回数	回	回	回
利用延人数	人	人	人
補助金交付額	円	円	円

2 添付書類

- (1) 各実施団体の収支状況が記載されている実績報告
- (2) 団体交流会の実施報告書及び収支内訳書
- (3) その他、関係資料

(第4号様式)

川健高在 第 号

川崎市中原区上小田中6-22-5

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

会長名

川崎市ふれあい活動支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました川崎市ふれあい活動支援事業補助金については、次のとおり交付すべき補助金の額を確定しましたので通知いたします。

年 月 日

川崎市長

1 補助金交付確定額	円
2 精算額	
(1) 補助金額	円
(2) 補助金交付確定額	円
(3) 精算額 (1) - (2)	円
(4)	